

避難について

適切な避難行動について

行政が指定した避難所に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

【風水害時における分散避難のイメージ】



<注意点>

屋内安全確保(在宅避難)できる「3つの条件」とは、次のとおりです。

- ①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと
- ②浸水深より居室は高いこと
- ③水がひくまで我慢でき、水や食料などの蓄えが十分であること。

※屋内安全確保(在宅避難)はリスクが高いため、少しでも危険だと思う方は、高台に避難をお願いします。

家族の安否確認方法を決めておく

大規模な災害が発生すると、携帯電話も固定電話もマヒし、普段の連絡方法が使えなくなります。また、公共交通機関や自動車などを利用する遠距離の通勤・通学者などは、帰宅の手段が無くなり「帰宅困難者」となります。

特に、災害時の家族の安否は、最も気がかりとなるところです。集合場所や連絡方法を事前に決めておきましょう。



避難情報の種類

避難情報には、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の3つがあります。避難行動は、行政が強制できるものではありません。発令された避難情報と自分たちの状況等を鑑みて、自らの判断で行う必要があります。

避難情報等 (警戒レベル)

警戒レベル	状況	皆さんとるべき行動	避難情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保
<警戒レベル4までに必ず避難! >			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

避難施設の種類

避難施設には、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所という3種類があります。

指定緊急避難場所は災害発生後、市民の皆さんすぐ避難する場所です。周囲の被害状況や正確な災害情報等を確認した後、自らの判断で次の行動(自宅に戻る、指定避難所に向かう等)を始めます。

一方、指定避難所、福祉避難所は災害の状況に応じて、市の判断によって開設されます。

▶ 避難場所(すぐに集まる場所)

指定緊急避難場所

- 災害が発生、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れる場所
- 災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たした施設または場所

場所▶P9の指定緊急避難場所を参照 ※市が法律に基づき指定



▶ 避難所(災害発生時の生活拠点となる場所)

指定避難所

- 災害により避難した方々が、その災害の危険性がなくなるまでの間、または被災して家に戻れなくなつた方々が、滞在できる施設
- 必要に応じて開設される



場所▶P9の指定避難所を参照 ※市が法律に基づき指定

福祉避難所

- 指定避難所での避難生活が困難な要配慮者が避難生活を送る施設
- ※要配慮者…高齢者、障がい者、傷病者、子ども、外国人等、防災上特に配慮を要する人
- 必要に応じて開設される



自らの避難先について

災害種別ごとに使用できる避難所が変わってきますので、万一の際に、自分がどこに避難すればいいか、災害ごとに事前に確認しておきましょう。